



平成 29 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 アピックヤマダ株式会社
代表者名 代表取締役社長 押森 広仁
(コード番号 6300 東証第二部)
問合せ先 取締役企画部長 小出 篤
(TEL. 026-275-2111)

第 64 期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出を行うことについて決議し、本日、同申請書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第 64 期有価証券報告書 (自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日)
2. 延長前の提出期限
平成 29 年 6 月 30 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 29 年 7 月 31 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 29 年 5 月 7 日付「第三者委員会設置及び平成 29 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社の平成 29 年 3 月期の売上に関する一部会計処理について会計監査人等に対して、平成 29 年 3 月期の売上として 3 月に計上した一部案件の妥当性について内部告発がありました。これを受け、当社は取締役会において第三者委員会を設置することを決議し、内部告発に係る事実関係の調査及び売上計上に係る会計処理の妥当性の確認等を第三者委員会により実施しておりますが、現時点においても、当該作業が継続しております。当社は、これまで第三者委員会の調査に全面的に協力しておりますが、その調査報告については、平成 29 年 6 月末を目処に取りまとめられ、当社取締役会に報告される見込みです。従いまして、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める有価証券報告書の提出期限である平成 29 年 6 月 30 日までに、会計監査人より監査報告書を受領することが困難となりました。また、第三者委員会からの調査報告書受領後の計算書類等の作成及び会計監査人による監査手続き等に要する期間を考慮いたしますと、有価証券報告書の提出は、平成 29 年 7 月下旬となる見込みであります。

以上のとおり、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める有価証券報告書の提出期限である平成 29 年 6 月 30 日までに第 64 期有価証券報告書の提出ができなくなったことから、当該有価証券報告書の提出期限延長について申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

また、有価証券報告書の提出期限延長に関する申請が承認された場合、その提出期限である平成 29 年 7 月 31 日までには、第 64 期有価証券報告書の提出及び決算短信等の開示を完了する予定であります。

株主や投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上